

## 『ウェルスデザイン』の商品概要

正式名称：利率変動型一時払終身保険(米ドル建 介護保障型)

### 1. 商品の特徴

**介護保障を確保しながら、外貨建で資産をふやすことができます。**

- ① 一時払保険料以上の介護保障を準備できます。  
※介護保険金を円でお受取りになる場合は、受取額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります(元本割れ)。
- ② 積立金は運用通貨建でふえていきます。
- ③ 介護保険金のお支払いがなかった場合、万一のときに、死亡保険金をご家族にのこせます。
- ④ ご契約後のサービス「商品付帯サービス」をご利用いただけます。  
※ メットライフ生命の保険商品に加入されたお客さまが契約後にご利用いただけるものです。メットライフ生命が委託ないし提携する各サービス会社によって提供されるサービスの総称であり、いずれも保険契約による保障とは異なります。

### 2. 取扱規定

保険期間	第1保険期間	契約日からその日を含めて3年後の契約応当日の前日までの期間
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日からその直後に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後の期間(終身)
保険料払込方法/経路	一時払/メットライフ生命指定口座への振込	
保障(責任)の開始	一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保障を開始します。その日が「契約日」となります。	
基準利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準利率保証期間 10年(10年ごとに基準利率が更改されます)</li> <li>・ 設定日 毎月1日・16日</li> <li>・ 最低保証基準利率 年0.01%</li> </ul>	
契約者の年齢範囲	0歳～満100歳(申込日における満年齢)	
被保険者の契約年齢範囲	満40歳～満85歳(契約日における満年齢)	
運用通貨	USDル建	
一時払保険料(最低金額)	3万USDル(100USDル単位) ※保険料円入金特約を付加する場合、300万円(10万円単位) ※外貨入金特約を付加する場合、3万豪ドル(100豪ドル単位)	
一時払保険料(最高金額)	(1契約あたり) 3億円相当額・(当保険の通算)3億円相当額 ※メットライフ生命所定の通算為替レートをを用いて円換算(別途、通算限度があります。詳しくはお問合せください)。 ※金額は変更となる場合があります。 ※契約年齢満65歳以上で、当保険の通算基本保険金額が1億円超となる場合、介護保険被保険者証の写しの提出が必要。	
死亡保険金受取人	原則、被保険者の配偶者、被保険者の子の配偶者および被保険者の3親等以内の親族の方から指定	
介護保険金受取人	被保険者	
保険契約者貸付	取り扱いなし	
この保険に付加できる主な特則・特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険金の指定代理請求に関する特則</li> <li>・ 保険料円入金特約(円ぴったり入金)</li> <li>・ 外貨入金特約</li> <li>・ 円支払特約</li> <li>・ 年金支払特約</li> <li>・ 年金移行特約</li> </ul>	

### 3. 商品概要

<p>主な保障内容</p>	<p><b>1 介護保険金</b>          被保険者が、責任開始時以後初めて、公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定(*1)されたとき          (1) 第1保険期間中または第3保険期間中          ・ 次のいずれか大きい額              ① 支払事由該当日の積立金相当額              ② 支払事由該当日の解約返戻金相当額          (2) 第2保険期間中          ・ 次のいずれか大きい額              ① 基本介護保険金額(*2)              ② 支払事由該当日の積立金相当額              ③ 支払事由該当日の解約返戻金相当額          (*1) 公的介護保険制度による「要介護認定」の対象者は、次の①および②となります。              ① 満65歳以上の方〔第1号被保険者〕              ② 満40歳～64歳までの公的医療保険に加入している方〔第2号被保険者〕              ※②の方の場合、要介護状態になる原因が16種類の特定疾病に限られます。          (*2) 保険契約締結の際に計算される第2保険期間満了時の積立金相当額</p> <p><b>2 死亡保険金</b>          被保険者が死亡されたとき          (1) 死亡された日における次のいずれか大きい金額              ① 積立金相当額              ② 解約返戻金相当額          ※死亡保険金をお支払いする前に介護保険金を支払われたときは、死亡保険金はお支払いできません。          ※死亡保険金を支払われたときは、その支払後に介護保険金の請求を受けても、介護保険金はお支払いできません。</p>
<p>解約返戻金</p>	<p>あり</p>
<p>配当金</p>	<p>なし(無配当)</p>

#### 4. ご注意いただきたい事項

詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」などをご覧ください。

##### ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

##### 契約時・保険期間中にご負担いただく費用

	項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	死亡保障・介護保障および保険契約の締結・維持にかかる費用	1.41%	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きます。
	第2保険期間における介護保障にかかる費用	(*)1	第2保険期間中、積立金から毎月差し引きます。

\*1「第2保険期間における介護保障にかかる費用」は、基準利率・契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

##### 外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

###### (金融機関で通貨交換をされる場合)

- 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

###### (金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合)

- 保険料を外貨で払い込む際や保険金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

###### (通貨交換に関する特約などを利用される場合)

- 「保険料円入金特約」「外貨入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート(*2)	TTM+50銭
外貨入金特約のレート(*2)	(豪ドルのTTM-25銭)÷(USドルのTTM+25銭)
円支払特約のレート	TTM-50銭

\*2 募集代理店によっては取り扱っていない場合があります。

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※上記のレートは2020年2月現在のものであり、将来変更されることがあります。

##### 年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2020年2月現在のものであり、将来変更されることがあります。

##### 解約時・減額時にご負担いただく費用(解約控除)

- 契約日から10年未満の解約時・減額時に、経過年数に応じて、積立金額に対して10.0%~1.0%を差し引きます。

解約控除率	10.0%~1.0%
-------	------------

##### 外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

##### 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

- 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

引受保険会社:メットライフ生命保険株式会社(2020年2月現在)